

# 職業倫理啓発の手引き

平成 20 年 10 月

社団法人 建設コンサルタンツ協会

## 目 次

はじめに

1. 職業倫理行動規範とは .....	1
2. 職業倫理行動規範 .....	3
3. 啓発活動 .....	8

## はじめに

最近の報道で倫理・コンプライアンス問題が報じられない日はないくらいである。特に職業の規範とすべき倫理の問題が大きくクローズアップされてきており、国民周知の社会問題となっている。耐震強度偽装問題をはじめ、一連の食品偽装問題、建材の耐火偽装、電力会社の事故隠蔽・データ改ざん、官製談合等々不祥事が相次いで露呈してきている。これらの引き起こされた問題は、社会の厳しい目と世論に晒され、結果として企業の存続そのものが問われてきている。まさに「倫理なくして企業の存続性なし」の時代である。

翻って、我々の職域に目を向けると、談合の問題や他者からの「事前協力」問題の指摘、極端な低価格入札の横行など、職業遂行プロセスにおける倫理問題が表面化してきている。

事実、すでに我々の仲間でもこのような問題を起因として企業の存続に問題をきたしているという話も聞かれるようになってきている。

我々はすでにこれらの倫理問題に対し、協会の「倫理綱領」を定め、協会員に対し倫理の保持と遵守を求めてきたところである。しかし、ここに提起している諸問題の実態からも、まだまだ形式的な掛け声にとどまっている状況である。

これらの諸問題はすべて倫理だけで片付く問題ではないが、問題の根底には「職業倫理観の未成熟さ」、「職業基盤の脆弱さ」があるといえる。

このような状況に対し、協会は「職業倫理」は今後の業界発展には不可欠な基盤であると認識し、「職業倫理」問題に真剣に取り組む決意を示すとともに、新たに平成 18 年 12 月に「職業倫理啓発委員会」を設置し検討を進めてきた。

ここに、これまでの検討結果を「職業倫理啓発の手引き」として取りまとめ、会員に対し、より一層の「高い倫理観の醸成と法令の遵守」を求めるものである。

平成 20 年 10 月

社団法人 建設コンサルタンツ協会  
会長 廣谷 彰彦

## 1. 職業倫理行動規範とは

### 1-1 職業倫理行動規範の位置づけ

「職業倫理行動規範」は、上位にある既存の関連法令や制度、協会の倫理綱領等を受け、顕在化している職業倫理の課題に対し見解を示すとともに、保持すべき行動の規範を示したものである。

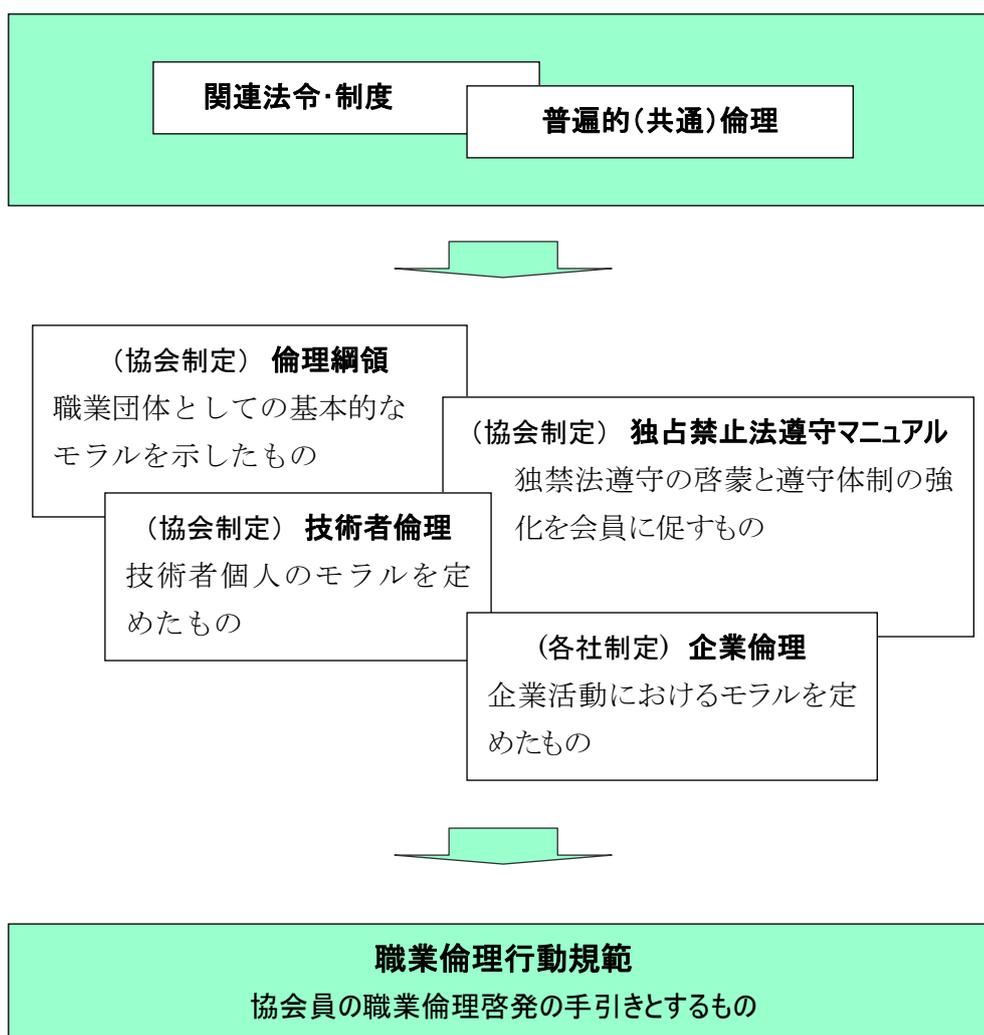


図 1 職業倫理行動規範の位置づけ

## 1-2 職業倫理行動規範の捉え方

職業倫理行動規範は、ただ単に法令を遵守することと理解するだけでなく、広く「社会的要請(社会的責任)に応える適切な行動」と捉えられたい。

したがって、職業倫理行動規範は何ら特別なものではなく、社会的要請やその背景にあるものを的確に把握して行動さえすれば、問題は生じることはない。

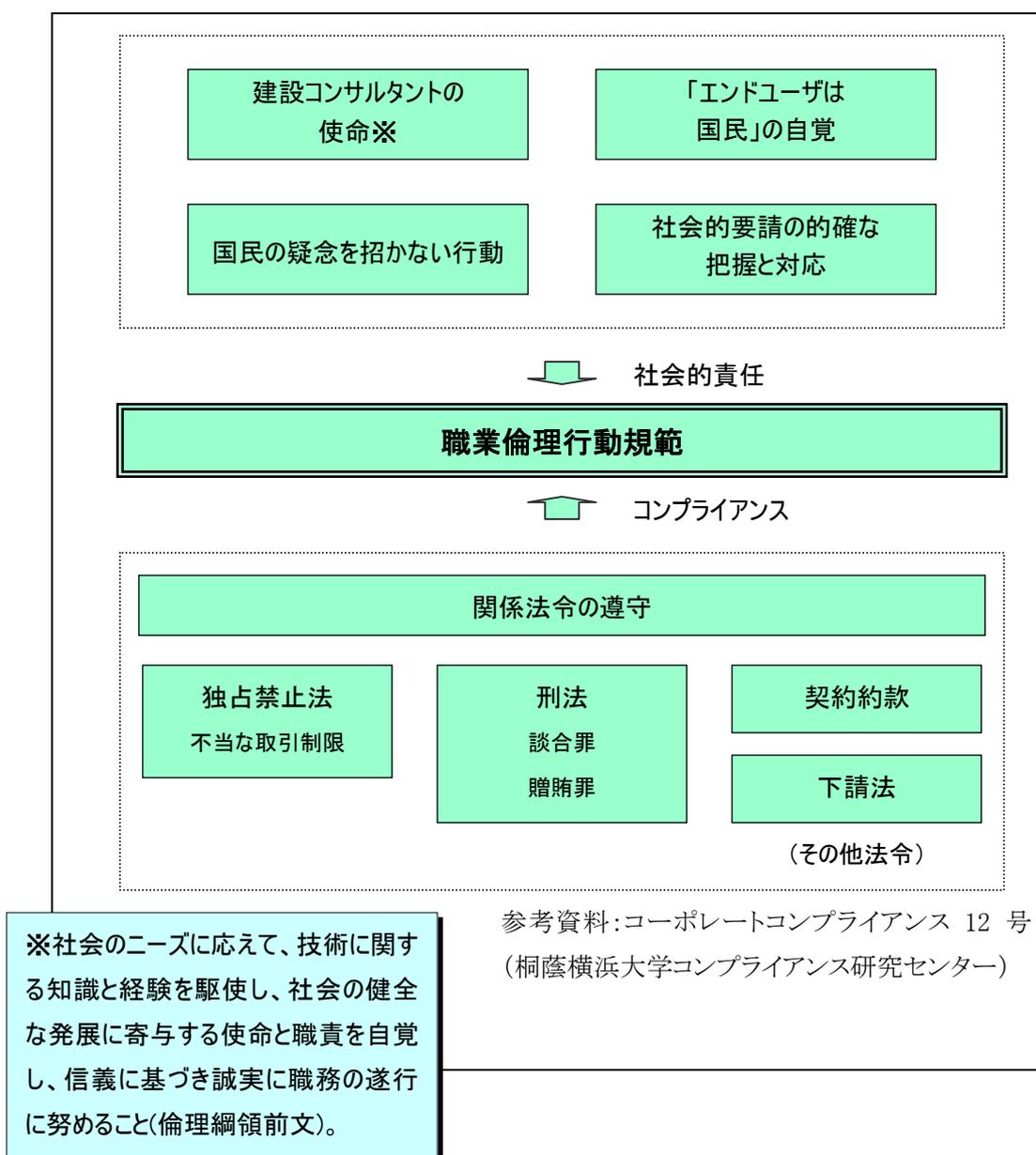


図 2 職業倫理行動規範の捉え方

## 2. 職業倫理行動規範

### 2-1 職業倫理行動規範(総論)

社会資本整備に携わる関連業界には、過去に種々の悪しき慣行が存在していたのは事実である。むしろそれに沿うのが、業界の暗黙のルールでもあった。しかし今、これらは大きな社会問題として糾弾を受けてきている。

我々はここに、旧来の悪しきものは改め又は排除する決意を、職業倫理行動規範として示し、改めて会員に「高い倫理観の醸成と法令の遵守」を求めるものである。

#### 職業倫理行動規範（総論）

- 一. 「職業倫理行動規範」は、我々の使命である「社会的要請に適切に応える活動」において欠くことのできないものである。
- 一. 経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらし、他者の経営をも苦しめることとなる。
- 一. 職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを発揮しなければならない。

## 2-2 職業倫理の個別課題

協会が掲げている倫理綱領に対し、職業遂行プロセスにおいて我々が果たすべき社会的責任と遵守すべきコンプライアンスに関し、顕在化している以下の6つの課題を抽出しそれらに対する行動規範を示した。

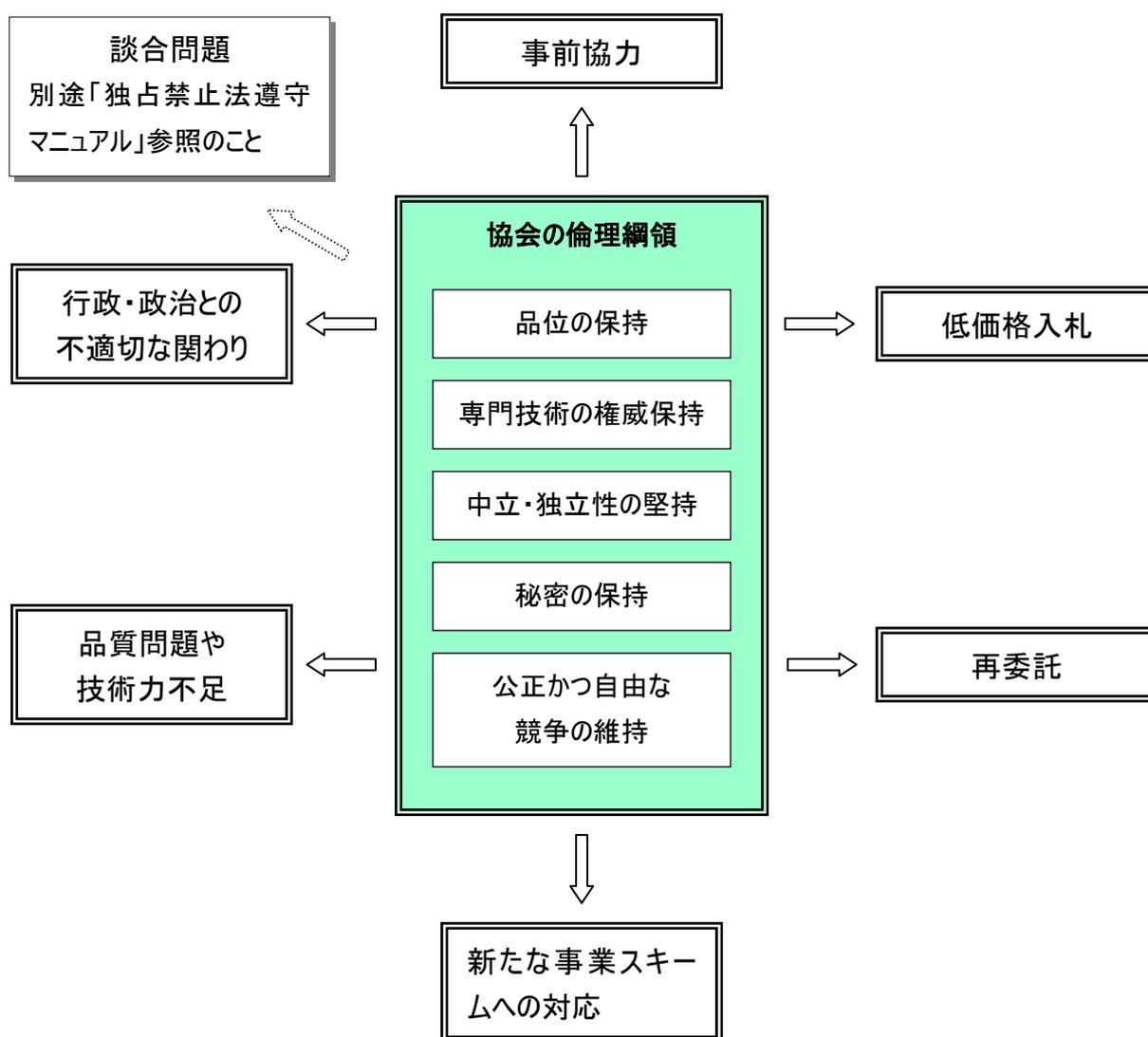


図3 対象とした職業倫理の課題

## 2-3 職業倫理行動規範(各論)

### —事前協力—

「事前協力」の問題は、他者から公にされ表面化したが、「裏設計」、「ダミコン」、「汗かきルール」などと言われるような疑念はもとよりあってはならない問題である。もし、この様なことがあったとすると、建設コンサルタントとして基本的かつ重要な「中立・独立性」を反故にし、本来の役割を放棄した最も恥ずべき行為である。また、法令的にも守秘義務違反や入札談合を幫助する行為となり得る犯罪行為である。

我々は、他者の言によらず、従前から掲げている「中立・独立性」の堅持を改めて表明する。

### —低価格入札—

価格は、企業維持のための適正な利潤と成果の品質を確保できることを前提としたものでなければならない。これらの条件を逸脱した安値受注は、たとえ経営戦略上の選択であったとしても、フェアな競争を阻害し、市場を混乱させ、結果として実情にそぐわない単価や歩掛の設定を招くこととなる。これらは、経営を益々圧迫し、品質に支障をきたす要因にもなりかねない。

また、かねてから協会は、適正な報酬体系と社会的地位向上を求めてきており、この点からも行動矛盾をきたす行為である。

我々は、技術を主体とした競争を基本とし、関連法令等の趣旨を踏まえ、不適正な安値受注は厳に慎まなければならない。

## －行政・政治との不適切な関わり－

企業や業界団体の活動において、行政ないしは政治家との一定の関わりを持つことは必要である。しかし、談合や官製談合、贈収賄を誘発するような不適切な関わりを持つことは、社会の秩序と市場を混乱させる犯罪行為となる。最近の事例で、協会員が官製談合や贈収賄事件に関与し、職業倫理を大きく損なったことは甚だ遺憾である。このような不適切な関わりは、社会的な地位や品位を損ない国民からの信頼失墜を招くものである。

我々は、行政と政治家との関わりを持つ、営業活動、選挙支援、政治献金、要望等においては、法令および職業倫理を遵守し、疑惑をもたれる関わりは一切持つてはならない。

また、行政経験者の受け入れの原則は、持っている行政経験と専門的知見を企業の技術力、品質の向上に活用するものとする。

## －品質問題や技術力不足－

建設コンサルタントは、社会資本整備という公共の福祉に深く係わる職業であり、専門家として、高度な技術力に裏付けされた高品質な技術サービスを国民に提供する責務を持っている。

しかしながら、瑕疵責任を問われる事案が増加するとともに、他者から「技術力不足を我々が補っている」などと、疑念がもたれる発言がなされている。

良質な社会資本整備を行うためにも、また、他者との対等なパートナー関係を構築するためにも、我々はプロフェッショナル意識を確立し、建設コンサルタントの立場を明確にしていかなければならない。

そのためには、我々は、自らの手で高品質な成果を生み出す技術の研鑽に努め、建設コンサルタントに求められる能力を常に発揮しなければならない。

## －再委託－

再委託については大きく二つの問題が存在している。一つは、いわゆる“丸投げ”といわれるものである。再委託は業務の「主たる部分」については禁止されており、契約違反である。その要因は、自社ではできない業務を無理に受注することや、実績作りのためなどによるもので「事前協力」の一因ともなりかねない。

もう一つの問題は下請問題である。特に、近年は低価格入札などによる苦しい経営実態を反映した下請へのしわ寄せが懸念されている。これらは品質に問題をきたす要因にもなりかねない。

我々は、すべての受託業務において、自らが「技術への責任」と「品質への責任」を持たなければならない。よって、自らが責任の持てない業務は受託してはならない。

## －新たな事業スキームへの対応－

今後も、設計・施工分離発注を原則と考えるが、新たな事業スキームとして、設計・施工一括発注方式やコンストラクションマネジメント(CM)、PFI/PPPなどによる事業が増加するだろうといわれている。これらの事業への関わりにおいては、より高い職業倫理観と職業規範、高い技術力、中立・独立性をあわせ持たなければならない。これらが欠けると他者への従属関係となるなど歪んだパートナー関係となり、公共性・透明性・適正なコストの確保が困難となる。また、建設コンサルタントの権威を失墜させ、コンサルタントに対する不要論がでかねない。

そのためにも我々は、しっかりとした職業倫理観と高い技術力を養成し、新たな事業スキームで期待される建設コンサルタントの役割を果たせるよう不断の努力を怠ってはならない。

なお、我々建設コンサルタントはわが国及び海外の健全な社会の発展の一翼を担うものとして、確固たる決意のもと「公正かつ自由な競争」を堅持して活動する。  
(談合の問題は別途独占禁止法を遵守するための指針として作成した「独占禁止法遵守マニュアル」に示しているのでそちらを参照されたい。)

### 3. 啓発活動

#### 3-1 啓発活動の体系

職業倫理啓発活動を図4の枠組みで「職業倫理啓発の手引き」を基に実施する。あわせて、それらを検証するために、職業倫理に関係する事案の情報収集並びに分析を適宜行って、PDCA ループに則ったこれら一連の活動の展開を図る。

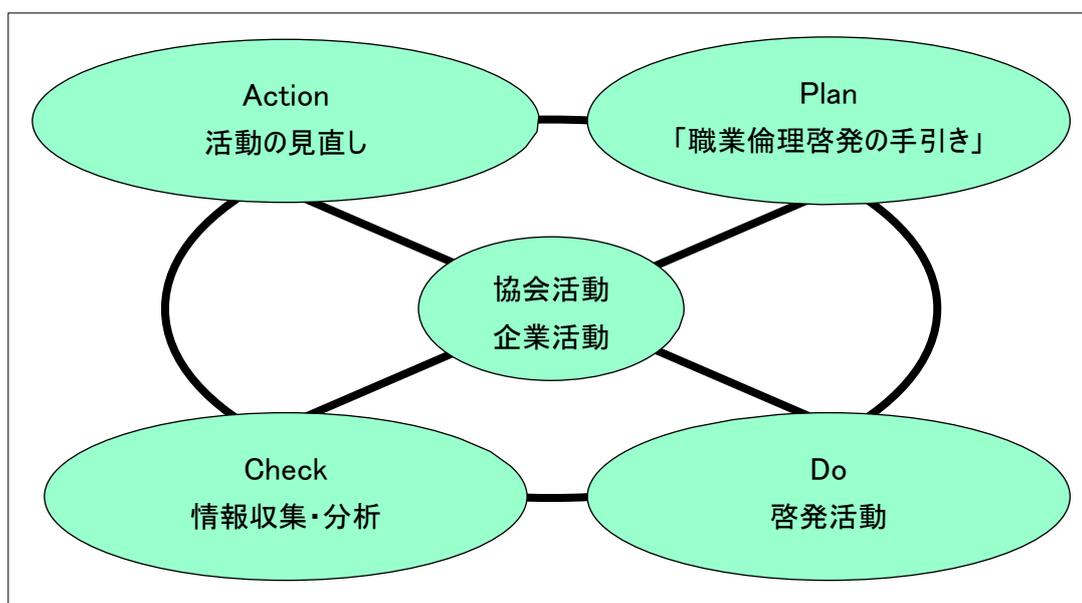


図4 職業倫理啓発活動の体系

#### 3-2 啓発活動の内容

##### <Plan>－職業倫理行動規範の提示

- ◆ 我々の職業における倫理上の行動規範を「職業倫理啓発の手引き」に示した。

##### <Do>－啓発活動

- ◆ 「職業倫理啓発の手引き」を基に協会内及び企業内啓発活動を実施する。

##### <Check>－情報収集・分析

- ◆ 職業倫理の遵守状況を以下の方法で情報収集し、分析を行い啓発活動の一環として本委員会にて取りまとめ、本手引きの継続的改善を行う。
  - 情報収集は、本委員会が中心となって行うとともに、支部管内で発生した職業

倫理に関わる問題や課題について、支部毎に情報を収集し、以下の添付様式にて報告を求める方法で行なう。

- 関連事案の情報収集の結果は各月開催される協会本部の常任委員会にて、当該支部から報告を行なうものとする。
- 対象とする事案の情報については、客先 HP で公表された行政処分等の事実や、報道機関にて報道されたもの等一般に公開されたものを基本とする。ただし、協会として問題視しなければならない事項や情報の共有を図ったほうが良いと判断される事項については、支部の判断にて報告されたい。

#### <Action>－活動の見直し(フォローアップ)

- ◆ 収集された情報の内容については、「職業倫理啓発委員会」にて分析することとし、その結果により必要に応じ、啓発活動の見直しを行う。

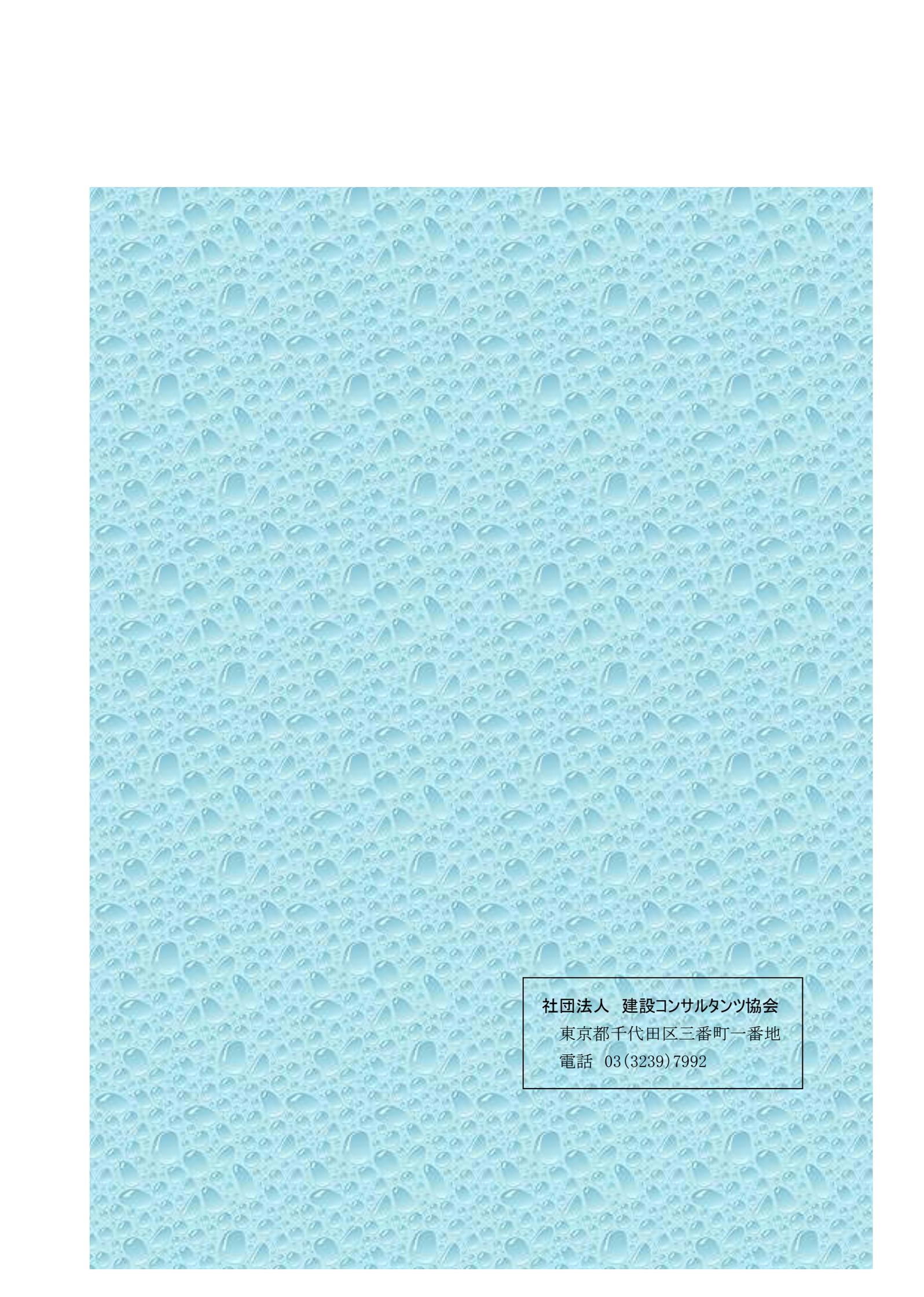
なお、会員企業においては、社内の倫理やコンプライアンスに関わるヘルプライン等の内部通報制度を活用し、不正行為の早期発見と是正を図られたい。また、内部通報制度を未設置の会員企業においては早期の設置を図られたい。

<様式>

職業倫理に関わる報告

●●支部	平成●年度●月報告	提出日：平成●年●月●日	NO：H●●-●●-●(●●)
課題の種別 (該当する項目は■マークとする)		内容の種類 (該当する項目は■マークとする)	
<input type="checkbox"/> 談合問題 <input type="checkbox"/> 事前協力 <input type="checkbox"/> 低価格入札 <input type="checkbox"/> 行政・政治との不適切な関わり <input type="checkbox"/> 品質問題や技術力不足 <input type="checkbox"/> 再委託 <input type="checkbox"/> 新たな事業スキームへの対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 逮捕や行政処分(指名停止等)を受けた事項 <input type="checkbox"/> マスコミ等において報道された事項 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		元号-連番-枝番(支部名)とする 元号：元号と年2桁 連番：通し番号2桁 枝番：発生時報告01 経過報告時02以降 2桁 支部名：頭2文字 記入例) H20-01-01(北海)	
件名	(課題を適切に表す簡潔な件名を記述する)		
発生時期	平成●年●月●日		
概要	(内容を要約して簡潔に記述する)		
内容	(経緯がわかるように、可能な限り時系列で事実を記述する) 平成●年●月●日：  (発生後の経過報告の場合は、発生時の報告に追記する) 平成●年●月●日：		
当事者等	顧客関係		
	企業関係		
添付資料	1) (新聞記事などの公開情報を添付する) 2) 3)		

注記1) 電子ファイルを提出する。 2) 枚数制限はない。 3) 経過報告は追記方式とする。 4) 通し番号は本部で設定する。



社団法人 建設コンサルタンツ協会  
東京都千代田区三番町一番地  
電話 03(3239)7992